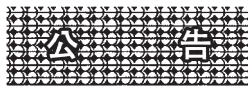


須坂市のうち仁礼及び豊丘地区		午後1時30分から 午後3時30分まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館
須坂市のうち上部、東部、日滝、 豊洲及び旭ヶ丘地区	7月9日(水)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 30分まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館
須坂市のうち西部及び南部地区	7月10日(木)	午前10時30分から 正午まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館
須坂市全域		午後1時から 午後3時30分まで	
大町市のうち美麻地区	7月15日(火)	午前10時30分から 午前11時30分まで	大町市美麻11810番地イ 大町市美麻支所
大町市のうち八坂地区		午後1時30分から 午後3時まで	大町市八坂1133番地1 大町市八坂支所
大町市のうち平地区	7月16日(水)	午前10時30分から 正午まで	大町市大字平10352番地1 大町市平公民館女性未来館ピュア
大町市全域		午後1時30分から 午後3時30分まで	大町市大字大町3887番地 大町市役所
	7月17日(木)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 30分まで	

ものづくり振興課



税務課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
長野県税務電算システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県総務部税務課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年3月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
  - (1) 名称 富士通株式会社長野支社
  - (2) 所在地 長野市岡田町215-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
39,513,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
と畜検査疾病データ収集管理システム開発業務委託
  - (2) 役務の特質  
と畜検査疾病データ収集管理システム開発業務
  - (3) 履行期間  
契約日から平成20年8月31日まで
  - (4) 履行場所  
別表のとおり
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去において、同種の業務の納入実績がある者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県衛生部食品・生活衛生課  
電話 026(235)7154
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年5月8日(木) 午前10時  
イ 場所 長野県庁 議会増築棟501号会議室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年5月1日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

(別表)

名称	所在地
上田食肉衛生検査所	上田市常磐城3-3-59
飯田食肉衛生検査所	飯田市松尾新井6220-5
松本食肉衛生検査所	松本市大字島内9839
長野食肉衛生検査所	長野市差出南三丁目2番29号

食品・生活衛生課

## 公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 試験日時  
平成20年7月31日(木) 午前10時から正午まで
- 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市伊那3497)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)

- 3 試験の区分
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
- (1) 筆記試験
- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験(筆記方式)
- 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 5 受験資格  
学歴、年齢及び経験は問いません。
- 6 受験手続
- (1) 提出書類
- ア 受験願書
- イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)
- (2) 受験手数料  
受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印しないでください。)納付してください。
- (3) 受付期間  
平成20年6月2日(月)から6月20日(金)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成20年6月20日までの消印があるものに限り受け付けます。)
- (4) 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健所

名称	所在地
佐久保健所	佐久市跡部65-1
上田保健所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健所	伊那市伊那3497
飯田保健所	飯田市追手町2-678
木曾保健所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健所	松本市大字島立1020
大町保健所	大町市大町1058-2
長野保健所	長野市中御所岡田98-1
北信保健所	飯山市大字静岡町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県衛生部薬事管理課(県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要)

ウ 次の表に掲げる保健所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名称	所在地
佐久保健所小諸支所	小諸市甲上野岸3354-6
飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1
松本保健所安曇野支所	安曇野市豊科4960-1
長野保健所須坂支所	須坂市大字須坂1332
長野保健所千曲支所	千曲市大字桜堂268-1
北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

7 合格発表

平成20年9月3日(水)午前9時に長野県内の保健所(長野市保健所を含む。)及び保健所支所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

8 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬事管理課又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に行ってください。

薬事管理課

公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

1 試験日時

平成20年8月12日(火) 午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場
松本市	松本大学(松本市新村2095-1)
	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)
	長野県長野保健所(長野市中御所岡田98-1)

3 試験科目

(1) 薬事に関する法規と制度

(2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(3) 人体の働きと医薬品

(4) 主な医薬品とその作用

(5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

(1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

(2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

(3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第87条第2項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者

(4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

(5) 4年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

(6) 一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(15,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成20年6月2日(月)から6月20日(金)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成20年6月20日までの消印があるものに限り受け付けます。)

## (4) 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健所

名称	所在地
佐久保健所	佐久市跡部65-1
上田保健所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健所	伊那市伊那3497
飯田保健所	飯田市追手町2-678
木曾保健所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健所	松本市大字島立1020
大町保健所	大町市大町1058-2
長野保健所	長野市中御所岡田98-1
北信保健所	飯山市大字静岡町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県衛生部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

ウ 次の表に掲げる保健所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名称	所在地
佐久保健所小諸支所	小諸市甲上野岸3354-6
飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1
松本保健所安曇野支所	安曇野市豊科4960-1
長野保健所千曲支所	千曲市大字桜堂268-1
長野保健所須坂支所	須坂市大字須坂1332
北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

## 6 合格発表

平成20年9月17日(水)午前9時に長野県内の保健所(長野市保健所を含む。)及び保健所支所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

## 7 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬事管理課又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に行ってください。

薬事管理課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
上田アメリカンドラッグショッピングモール  
上田市踏入2-1154-4外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所  
株式会社モリキ  
飯山市南町13-3
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所  
株式会社モリキ  
飯山市南町13-3  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
東京都千代田区二番町8-8
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年12月3日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,135平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数 65台
  - 駐輪場の収容台数 19台
  - 荷さばき施設の面積 75平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量 21立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社モリキ	午前10時	午後9時
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24時間	

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- 駐車場の自動車の出入口の数  
8か所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前9時から午後5時まで
2	24時間

- 届出年月日  
平成20年4月2日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

- 10 縦覧の期間  
平成20年4月24日から平成20年8月25日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
蔦屋書店長野川中島店  
長野市稲里町中央2-12-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所  
株式会社トップカルチャー  
新潟県新潟市西区小針4-9-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所  
株式会社トップカルチャー  
新潟県新潟市西区小針4-9-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年12月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,298平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 51台
  - (2) 駐輪場の収容台数 42台
  - (3) 荷さばき施設の面積 28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 11立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
6か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後7時まで
- 8 届出年月日

平成20年4月7日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成20年4月24日から平成20年8月25日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成20年4月16日、上中堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成20年4月16日、松本市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成20年4月16日、安曇野市矢原堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

景観法(平成16年法律第110号)第9条第1項の規定により、伊那市西箕輪景観育成特定地区の景観計画を作成するため、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成20年4月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 聴取の日時及び場所

- (1) 日時

平成20年5月8日(木) 午後2時から午後4時まで

- (2) 場所



伊那市役所西箕輪支所 視聴覚室(伊那市西箕輪6700番地2)

2 景観計画の概要

(1) 計画の対象となる景観育成特定地区の名称

伊那市西箕輪景観育成特定地区

(2) 計画案の概要

地区の特性を生かし、山地高原、田園、沿道の3地域に区分し、地域ごとの景観育成基準を作成し、きめ細やかな景観の育成が行えることとしています。

(3) 計画案の閲覧方法

長野県ホームページ(http://www.pref.nagano.jp/)又は、長野県行政情報センター(県庁西庁舎1階)及び長野県上伊那地方事務所行政情報コーナー、伊那市役所1階行政情報コーナー、伊那市役所西箕輪支所において閲覧できます。

3 意見の提出について

当日意見を述べていただくか、次により意見の概要を記載した文書を提出してください。

(1) 提出期間

公告の日から平成20年5月12日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

(2) 提出先

長野県建設部建築指導課

(3) 様式

任意様式にて、表題を「伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画(案)への意見」とし、意見に係る計画案の該当箇所(ページ等)及び意見を記入してください。

(4) 提出方法及び郵便番号等

郵送 県庁専用郵便番号 380-8570

FAX 026(235)7479

Eメール kenchiku@pref.nagano.jp

建築指導課

公告

高瀬川右岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年4月24日

長野県北安曇地方事務所長 畑 中 和 良

理事

新任

氏 名 住 所

丸 山 清 登 大町市常盤4554番地

伊 藤 昭 大町市常盤5803番地28

横 沢 喜 造 北安曇郡松川村2733番地

平 林 昭 喜 北安曇郡松川村1010番地

西 山 譲 大町市常盤2741番地2

太 田 一 光 大町市常盤2311番地

横 澤 篤 志 大町市常盤1926番地

古 畑 永 典 大町市常盤1328番地

中 村 裕 介 北安曇郡松川村7065番地1

高 田 一 成 北安曇郡松川村5402番地

重 任

氏 名 住 所

平 林 潤 郎 北安曇郡松川村7039番地

種 山 喜 代 文 北安曇郡松川村2051番地28

降 旗 豊 美 大町市常盤5333番地1

榛 葉 繁 北安曇郡松川村4030番地

平 井 優 一 大町市常盤1622番地1

清 水 幸 人 大町市常盤6421番地

奥 原 和 儀 北安曇郡松川村5781番地の1

尾 曾 正 治 北安曇郡松川村473番地

退 任

氏 名 住 所

山 下 昇 一 大町市常盤1995番地の1

北 澤 利 雄 大町市常盤4569番地

高 山 邦 夫 北安曇郡松川村5900番地

平 林 廣 高 北安曇郡松川村979番地

奥 原 初 雄 大町市常盤5174番地1号

栗 林 郁 人 大町市常盤3807番地2

川 上 選 大町市常盤783番地

監 事

新 任

氏 名 住 所

高 岡 博 大町市常盤2194番地1

清 水 彌 市 大町市常盤5990番地

平 林 克 一 郎 北安曇郡松川村1226番地

奥 原 満 廣 大町市常盤3340番地

重 任

氏 名 住 所

平 林 吉 夫 北安曇郡松川村5728番地37

丸 山 友 昭 北安曇郡松川村889番地

退 任

氏 名 住 所

南 澤 辰 雄 大町市常盤4452番地

太 田 一 光 大町市常盤2311番地

柳 沢 康 夫 北安曇郡松川村7066番地

伊 藤 昭 大町市常盤5803番地28

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年4月24日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

1 許可番号 平成20年2月15日

長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-22号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字成沢10-4、10-94、10-95、10-96、10-97

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区目黒2-10-11

株式会社ジョイント・コーポレーション

代表取締役 東海林 義 信

## 建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年4月24日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

- 1 許可番号 平成19年8月10日  
長野県上伊那地方事務所指令19上伊地建第11-10号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
伊那市美篤7975-1の内、7975-2の内、7976-1の内、7976-2の内、7976-3の内、7977-1の内、7977-2、7978-1、7978-2、7979-1、7979-2、7980-1の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
伊那市伊那部3050  
伊那市土地開発公社 理事長 小坂 樫 男

## 建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年4月24日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1 (1) 許可番号 平成20年2月8日  
長野県松本地方事務所指令19松地建第36-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市穂高有明7378-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都中央区新川1-23-5  
東京アート株式会社 代表取締役 三木 正 市
- 2 (1) 許可番号 平成19年12月10日  
長野県松本地方事務所指令19松地建第34-13号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市豊科4388-1、4390-1の内、4394の内、4390-3、4055-4、4389-1、4392の内、4408-3、4409-1の内、4409-2の内、4405-1の内、4391、4409-7
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市宮田1-4  
トヨタホーム信州株式会社 代表取締役 櫻井 恒 雄
- 3 (1) 許可番号 平成20年2月6日  
長野県松本地方事務所指令19松地建第36-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市穂高柏原2872-13、2872-23、2872-35、2872-36、2972-4、2972-6、2972-10、2821-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市庄内1-6-16  
アルピコ建設株式会社 代表取締役 中村 哲 弘

## 建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年4月24日

長野県長野地方事務所長 轟 好 人

- 1 許可番号 平成19年10月26日  
長野県長野地方事務所指令19長地建第11-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字雁田字松川端996-6、1001-1、1001-7、1007-1、1007-4の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字塩川492-1  
株式会社住まいのセンター 代表取締役 大磯 守 昭

## 建築指導課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月24日

長野県須坂建設事務所長 西澤 博

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
水防情報システム及び土砂災害監視装置の保守点検業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書のとおりです。
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から平成21年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
長野県須坂建設事務所管内
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去5年以内に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
  - (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者である

こと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂中繩手1699-11  
長野県須坂建設事務所 総務課  
電話 026 (245) 1670

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年5月8日(木) 午後1時30分  
イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年5月1日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月24日

長野県長野建設事務所長 田中幸男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
流木除去
- (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
- (3) 履行期間

契約締結の日から80日間

(4) 履行場所

別表のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 北信地域(長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡の区域をいう。)に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1  
長野県長野建設事務所 総務課  
電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 別表のとおりです。  
イ 場所 長野県長野合同庁舎 504号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年5月2日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項



各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

履 行 場 所	入札及び開札の日時
長野市小鍋 裾花ダム	平成20年5月8日(木) 午後1時30分
長野市鬼無里 奥裾花ダム	平成20年5月8日(木) 午後1時30分

河 川 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月24日

長野県長野建設事務所長 田 中 幸 男

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パソコン 7台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年6月1日から平成25年5月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野市大字南長野南県686-1

長野県長野建設事務所

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026(234)9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年5月15日(木) 午前11時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 301号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年5月12日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

河 川 課